

川崎市告示第98号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年3月2日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路河川管理部管理課において、令和8年3月2日から令和8年3月16日まで一般の縦覧に供します。

令和8年3月2日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道		
路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
尻手黒川線 (Ⅲ)	川崎市麻生区東百合丘4丁目7459番2先	
	川崎市麻生区東百合丘4丁目7456番2先	